

## 浄化槽設置補助申請者及び浄化槽設置業者の皆様へ

(令和8年度～)

南九州市浄化槽設置補助金を受けて工事をする場合は、次の事項に留意してください。

- 1 申請書提出前の工事着工はできません。必ず、補助金交付申請書を提出して書類の審査を受け、浄化槽補助事業担当者の指示を受けてから工事を着工してください。  
※工事着工は、浄化槽設置届出受付から10日経過後となっております。
- 2 各提出書類に不備不足がありましたら、受理及び受付いたしません。  
必ず注意事項をご確認の上、申請書類等を提出して下さい。
- 3 浄化槽工事（設置工事、撤去工事、宅内配管工事等）の際は、着工から完了まで補助金申請書に添付されている浄化槽整備士の監督の下に行ってください。
- 4 国が定めている「浄化槽設置整備事業実施要項」に基づき、浄化槽整備士の資格をもった者が指揮監督をとり、工事を進めて下さい。  
※浄化槽整備士資格のない者が行った工事は、補助対象外となります。
- 5 工事終了後、すみやかに実績報告書を提出していただきます。添付すべき工事の工程写真には、交付決定番号が必ず写っているようにして下さい。
- 6 施工業者等が申請者より補助金申請業務を代行する場合は、必ずすべての書類の説明を行い、委任状に説明日及び説明者を記入し提出すること。  
※特に、鹿児島県環境保全協会が行う法定検査について、十分に説明を行うこと。
- 7 個人情報の取り扱いには十分にご注意くださいますようお願いいたします。

## 1 交付申請書類提出上の注意事項 (申請者)

- 1 申請書類に不足はないか。
  - (1) 審査機関を経過経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し
  - (2) 設置場所の案内図及び位置図並びに配管図
  - (3) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
  - (4) 工事費見積書の写し
  - (5) 全国浄化槽普及促進市町村協議会の登録証の写し
  - (6) 登録浄化槽管理票 (C票)
  - (7) 機能保証制度の保証登録証 (市町村用)
  - (8) 工事請負業者の浄化槽設備士免状の写し又は施工技術特別講習会修了証の写し
  - (9) 浄化槽設置誓約書
  - (10) 同意書 (市税等の収納状況確認用)
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (委任状、補助金振込口座申出書)
- 2 申請者の名前は正しいか。
- 3 申請後着工までに余裕があるか、工事期間は十分か。
- 4 単独処理浄化槽転換及びくみ取便槽転換については、浄化槽設置費、既設槽撤去費、宅内配管工事費の見積書をそれぞれ提出すること。
- 5 浄化槽管理票 C 票、機能保証登録証、設置届出書、工事期間は、互いに矛盾はないか。
- 6 住所や連絡先、設置場所は正しいか。(枝番の有無)
- 7 図面内に名称や方位を確実に記載しているか。(トイレ、浴室、台所、洗面台、駐車場)
- 8 同意書の氏名は世帯全員分あるか。
- 9 印鑑は、朱肉を使用する (シャチハタは不可)
- 10 書類内の日付は全て記載されているか。
- 11 電子申請の場合は、補助金交付申請書 (第 1 号様式) の書類作成は不要です。

## 2 申請書の受付、内容審査 (南九州市)

(受付)

- 1 提出書類の確認
- 2 補助枠の確認 (補助金の枠があるか)

(内容審査)

- 1 設置予定場所の確認 (補助対象区域内かどうか)
- 2 処理対象人員の確認 (延べ床面積から処理対象人員を算定)
- 3 位置図並びに配管図の確認 (設置場所の確認、面積算定、雨水桝の接続の有無)
- 4 工事見積書の確認 (金額の確認、提出枚数の確認)
- 5 設置予定浄化槽の型式確認 (補助対象浄化槽か)
- 6 浄化槽整備士の確認 (浄化槽設備士免状、施工技術特別講習修了証書の写し)
- 7 有資格者施工業者の確認
- 8 機能保証登録の確認
- 9 設置者の滞納確認 (税金等の滞納があった場合は交付できない)
- 10 日付、提出書類のチェック

### 3 交付決定 (南九州市)

- ・ 補助金の交付が決定したら、通知（交付決定通知書 第2号様式）
- ・ 補助金の不交付が決定したら、通知（不交付決定通知書 第3号様式）

### 4 設置工事の注意点 (施工業者)

- 1 設置工事については、各法令や鹿児島県浄化槽設計・施工ガイドブック、浄化槽適性工事マニュアル等を遵守すること。
- 2 浄化槽設備士が実地に監督又は工事を行うこと
- 3 設置浄化槽の型式、認定番号、人槽を必ず確認すること
- 4 浄化槽設置工事の写真撮影  
※全ての写真に、日付及び交付決定番号が入っていること。
- 5 浄化槽設置工事の内容を変更又は中止する場合、変更が確認できた時点で補助金変更等承認申請書（第4号様式）を提出すること。  
※実績報告時に提出されたものにつきましては、受理いたしません。

### 5 変更等承認申請書

- 1 補助金申請内容の変更又は中止をする場合  
(工事の変更又は中止、申請者の変更、図面の変更等)
  - (1) 変更工事見積書の写し（浄化槽設置工事の全見積書を提出）
    - ・ 変更交付が決定したら、通知（変更交付決定通知書 第4号様式の2）

※電子申請の場合は、補助金変更等承認申請書（第4号様式）の書類作成は不要です。

※また、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、直ちに南九州市役所担当部局までご報告ください。

### 5 実績報告 (申請者)

- 1 実績報告書の提出
  - (1) 実績報告書……工事完了後 30 日以内に提出すること  
2 月末までに工事を完了させ、実績報告を提出すること  
※新築工事における浄化槽補助金上の「完成」とは、「施主に引き渡しできる状態」を指します。  
※電子申請の場合は、実績報告書（第5号様式）の書類作成は不要です。
  - (2) 保守点検業者及び清掃業者と設置者間で交わした業務委託契約書の写し
  - (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し（7条検査：11,000円 11条検査：5,000円）
  - (4) 工事請求書又は領収書の写し（内訳が解るように明細添付）
  - (5) 着工前、工事の各工程及び完成後の写真

## 【写真】

### 〔浄化槽工事〕

- ・ 浄化槽設置場所に浄化槽設備士が作業（監督）している写真  
※着工前工事黒板の写真を遠景，アップの2枚を添付すること。
- ・ 浄化槽本体の写真（メーカー名，型式のわかる写真）
- ・ 栗石地業の写真（栗石と深さのわかるスケール）
- ・ 栗石地業のすてコンクリートを打った写真  
（コンクリート幅・厚さ等がわかる写真）
- ・ 浄化槽据付工事の写真  
（水平器，水しめ用・水張り用ホース，つき固め器具，埋め戻しの高さのわかるスケール，埋め戻しの土砂）
- ・ かさ上げ状況を示す写真  
（かさあげ高さ，バルブ操作が可能なことがわかるように。30 cm以内）
- ・ コンクリートスラブ打ちの写真
- ・ ブロアーの設置状況を示す写真  
（ブロアー，防水コンセント，アース，土台，ブロアー配管）

### 〔撤去工事〕

- ・ 施工前，施工後，汲み取り状況，消毒状況，撤去がわかる写真  
（既設浄化槽，既設便槽の撤去状況）

### 〔配管工事〕

- ・ 施工前（既存の配管の周辺状況が分かる写真）
  - ・ 敷設状況，道路側溝との接続状況（流入菅に接続している状況や放流菅の状況）
  - ・ 施工後（配管を埋め戻した状況の写真）
- (6) 配管系統図（平面図、断面図）
  - (7) チェックリスト（※日付を記入すること）
  - (8) その他市長が必要と認める書類

## 6 最終審査（南九州市）

- 1 提出書類の審査
- 2 完成検査（現地調査）

※完成検査につきましては，施工を行った浄化槽整備士の立会をお願いします。

## 7 補助金交付額の確定（南九州市）

- ・ 補助金の交付額が確定後，通知（補助金交付確定通知書 第6号様式）

## 8 補助金交付請求（申請者）

- ・ 補助金交付請求書の提出（第7号様式）
- ・ ※振込口座情報を記入し，実績報告時にご提出下さい。

## 南九州市浄化槽設置整備事業について

### 補助対象地域

川辺管内：町内全域（農業集落排水の整備地区除く）

知覧管内：町内全域（公共下水道地域及び農業集落排水の整備地区除く）

顛娃管内：町内全域

### 補助対象浄化槽

専用住宅に設置する5～10人槽の小型合併浄化槽であり、かつ国庫補助対象となるもので、機能保証登録されたもの。

### 補助金額

| 人槽区分 | 新設の場合  | 既設の単独処理浄化槽から転換する場合 | 既設のくみ取便槽から転換する場合 |
|------|--|--------------------|------------------|
| 5人槽  | 166,000円   | <b>332,000円</b>    | <b>332,000円</b>  |
| 7人槽  | 166,000円   | <b>414,000円</b>    | <b>414,000円</b>  |
| 10人槽 | 166,000円   | <b>548,000円</b>    | <b>548,000円</b>  |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"><li>・単独処理浄化槽及びくみ取便槽を撤去した場合は、その経費（上限9万円）を加算</li><li>・単独処理浄化槽及びくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費（上限30万円）を加算</li></ul> |                    |                  |

※不明な点については、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

【連絡先】南九州市役所 川辺庁舎 市民生活課環境保全係

TEL：0993-56-1111 FAX：0993-56-1144

### 重要なお知らせ

浄化槽の設置後は、浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽法で定められた保守点検・清掃・法定検査を受ける必要があります。

なお法定検査については、県知事が指定する検査機関（公財）鹿児島県環境保全協会が行っています。